

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成30年8月26日 16時15分ごろ
発生場所	京浜港東京第3区10号地その1の岸壁 東京都江東区有明10号地信号所から真方位358° 1,420m 付近 (概位 北緯35° 37.6′ 東経139° 47.6′)
事故の概要	旅客船 ^{アニバーサリークルーズ} Anniversary Cruiseは、南南東進中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	平成30年9月20日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 Anniversary Cruise、171トン
船舶番号、船舶所有者等	135637、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級（航海） 甲板員、海技免状なし
負傷者	なし
損傷	本船 船首部外板に凹損 岸壁 コンクリートに欠損、コンクリート上部のフェンスに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長及び甲板員ほか1人が乗り組み、清掃要員3人を乗せ、10号地その1の岸壁（以下「本件岸壁」という。）線に沿って南南東進中、船長がトイレに行くために降橋し、操船を任された無資格の甲板員が、タブレット端末の海図を見た際、本件岸壁線に沿って航行していると思い、手動操舵で航行を続けたところ、本件岸壁に衝突した。
分析	本船は、南南東進中、船長が船橋を離れて無資格の甲板員に操船を任せたことから、操船を任された甲板員が、タブレット端末の海図を見た際、本件岸壁線に沿って航行していると思い、本件岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、南南東進中、船長が船橋を離れて無資格の甲板員に操船を任せたため、操船を任された甲板員が、タブレット端末の海図を見た際、本件岸壁線に沿って航行していると思い、本件岸壁に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、無資格者に単独での航海当直を任せないこと。